

早稲田大学総合研究機構著作権規程

(趣旨)

第1条 本規程は、早稲田大学総合研究機構（以下「機構」という。）の研究誌である「プロジェクト研究」（以下「研究誌」という。）に投稿された論文の著作権の帰属について、著作者および本機構間の権利関係を明確にし、適正な運用を図ることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 著作者は、研究誌に投稿した論文・研究ノート・研究活動報告（以下「作品」という。）に関する一切の著作権（著作権法第27条および第28条を含む。）を無償で機構に譲渡し、機構が当該論文を受領した時点で、著作権は機構に帰属する。ただし、作品が研究誌に掲載されない旨が決定された場合は、著作者に対してその決定通知の発信と同時に、著作権は著作者に返還されるものとする。

2 前項の著作権とは、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）および第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）をいう。

(電子化等の許諾)

第3条 機構は、著作者から作品を受付ける際には、作品の電子化による複製ならびに「早稲田大学リポジトリシステム」への登録および公開による公衆送信について、著作者が電子化等の許諾をしたものとみなす。

(著作者人格権)

第4条 著作者は、機構へ投稿し、著作権を譲渡した作品の著作者人格権を行使しないものとする。

2 機構は、著作権を行使する場合は、著作者の名誉・声望を害することのないよう十分に配慮するものとする。

(著作権の管理)

第5条 第三者から著作物の利用申請があった場合は、機構が、その裁量により適当と認められた者について利用を許諾することができる。これにより、対価が発生した場合は、機構がこれを収受し、機構活動にのみ使用するものとする。

2 機構は、第三者による著作権侵害等の違法行為を防止するため、適切であると判断する措置を講ずることができる。

(著作物の利用)

第6条 著者は、著者自身が自ら作品の全部または一部を、著作権法で認められている一定の範囲内で利用する場合は、機構の許諾を必要としない。

2 著者は、前項の利用を行なう際には研究誌名および当該作品が掲載された刊・号を明示しなければならない。

3 著者は、当該作品を、他の学会誌ならびに学術誌等に重ねて投稿することはできない。

(著者の責任)

第7条 研究誌に投稿された作品が第三者の著作権およびその他の権利を侵害した場合は、その一切の責任を、著者が負うものとする。

(その他事項)

第8条 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については、著作権法に拠るものとする。